

次期下水道使用料の決定について

上下水道事業審議会による答申を踏まえ、次期下水道使用料を答申のとおり決定しました。

● 答申の要旨

1 答申内容

当審議会は、上下水道局から提出された「下水道事業経営計画（案）」に基づく「下水道使用料」について精査し、以下のとおりの結論に達した。

- (1) 下水道使用料は、据置きとする。
- (2) 使用料算定期間は、令和3年度～令和6年度（4年間）とする。

2 答申に至った理由

- (1) 下水道事業における本市の繰出基準（※1）により、収益的収支における純利益や内部留保資金（※2）が確保できる見通しである。
- (2) 現行の下水道使用料を継続した場合の財政収支予測では、令和3年度から令和6年度の公共下水道事業における資本費算入率（※3）は、安定的に推移する見込みである。また、下水道事業全体の経費回収率（※4）も平成23年度に企業会計へ移行してからは、改善傾向にあり算定期間中も安定的に推移する見込みである。
- (3) 一般会計繰入金金が、平成29年度から令和2年度までと比較し、大幅に減少する財政収支予測となっており、一般会計の負担の削減が図られている。
- (4) 消費税増税や新型コロナウイルス感染症の流行など近年の社会情勢に鑑み、市民生活や経済活動への影響を考慮すると、下水道使用料は現状維持が適切と思われる。

※1 繰出基準：下水道事業は、下水道使用料のほか総務省の基準に従い一般会計から下水道事業会計への繰入金により、維持管理や施設の更新費用などを賄っている。本市の繰出基準は、総務省の基準に加え、豊田市独自の繰り入れを行っている。

※2 内部留保資金：建設改良事業費等の財源となるもの。主なものとして、現金の支出を必要としない減価償却費等を費用に計上することによって、内部に留保される資金等

※3 資本費算入率：下水道使用料で資本費（減価償却費、支払利息等）をどれくらい賄っているかを示す値

※4 経費回収率：下水道使用料で汚水処理に係る費用をどれくらい賄っているかを示す値

● 下水道使用料（1か月あたり）

区 分		使用料（円）	
一般汚水	基本（1月につき）	700	
	汚水の量 （1㎡につき）	10㎡までの部分	10
		10㎡を超え、20㎡までの部分	100
		20㎡を超え、40㎡までの部分	130
		40㎡を超え、60㎡までの部分	160
		60㎡を超え、300㎡までの部分	180
	300㎡を超える部分	230	
公衆浴場汚水	汚水の量（1㎡につき）	40	

*消費税相当額は含まず。平成13年度に使用料改定以降、据え置き。

● 下水道事業経営計画の概要

1 収益的収支の推移

(単位：百万円)

		R 3	R 4	R 5	R 6
収 益	下水道使用料	3,823	3,842	3,862	3,880
	一般会計負担金	2,539	2,462	2,435	2,435
	一般会計補助金	176	169	172	179
	長期前受金戻入	1,829	1,861	1,855	1,847
	その他	107	45	43	44
	総収益	8,474	8,379	8,367	8,385
費 用	維持管理費等	2,354	2,379	2,368	2,359
	減価償却費等	5,220	5,182	5,210	5,244
	支払利息	636	581	537	497
	総費用	8,210	8,142	8,115	8,100
純利益		264	237	252	285

2 資本的収支の推移

(単位：百万円)

		R 3	R 4	R 5	R 6
収 入	企業債	1,997	2,430	1,993	2,035
	一般会計出資金	500	500	500	500
	国庫補助金	1,376	1,912	1,411	1,489
	受益者負担金	121	112	127	126
	工事負担金	4	4	4	0
	総収入	3,998	4,958	4,035	4,150
支 出	建設改良費	5,427	6,724	5,480	5,504
	償還金	2,882	2,786	2,664	2,526
	総支出	8,309	9,510	8,144	8,030
収支不足額		△ 4,311	△ 4,552	△ 4,109	△ 3,880

※収支不足額は、内部留保資金で補填する。

3 経営指標等の推移

(単位：百万円、%)

	R 3	R 4	R 5	R 6
内部留保資金	2,302	1,677	1,478	1,582
一般会計繰入金	3,215	3,131	3,107	3,114
資本費算入率 (%) ※公共下水道事業のみ	57.3	56.4	56.9	57.9
経費回収率 (%)	68.0	67.8	68.2	68.6